

朝来市手話施策推進方針

朝来市手話言語条例（平成 30 年朝来市条例第 1 号）に基づき、市民の手話に対する理解を促進し、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備について、総合的かつ計画的に施策を推進していくため、次の施策を推進します。

1. 手話への理解の促進及びその普及のための施策

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ言語」であることへの理解を深め、一人でも多くの方が手話に対する関心や親しみが持てるよう、手話の普及啓発に努めます。

- (1) 市広報誌や市ホームページ、ケーブルテレビ放送を活用し、手話に関する広報や周知を行います。
- (2) 手話の普及啓発のためのイベント等を開催します。
- (3) 図書館などで手話に関する書籍・DVDなどの貸出やコーナーを設置します。

2. 手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策

市が発信する音声言語による行政情報について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加できる会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。また、いつでも手話で意思疎通できる環境づくりを進めます。

- (1) 市及び事業所等が主催するイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者などを配置するよう努めます。
- (2) 手話通訳者等の設置の確保を含め、庁舎窓口でのろう者及び聴覚障害者への対応が充実するよう努めます。
- (3) ろう者の社会参加など、あらゆる場面での意思疎通及び情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

3. 手話の習得及び学習の支援等手話を使いやすい環境の整備にする施策

市は、市民がろう者や手話に対する理解を深め、手話を学ぶ機会を提供していくことが必要です。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、手話を学べる環境の充実を図り、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

- (1) 地域、事業所等を対象に、ろう者への理解を深め、手話を学べる環境づくりを進めます。
- (2) 聴覚障害児の手話の習得に関して必要な支援に努めます。

4. 手話通訳者等ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び処遇等に関する施策

手話通訳者は、ろう者とろう者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者の養成及び処遇の改善に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるよう努めます。

- (1) 手話奉仕員養成講座を継続的に実施し、手話通訳者の養成を図ります。
- (2) 災害時の支援方法及び緊急時の派遣体制について、関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- (3) 手話通訳派遣事業について、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

5. 学校等での手話施策の推進

手話への理解を広げるためには、学校等における取組が不可欠であり、市内の小中学校及び保育園やこども園において、手話に接し、親しむ機会の提供等に努めます。

- (1) 子どもたちが手話やろう者への理解を深め、手話を学べる環境づくりについて、教育委員会と協議を進めていきます。